

- ユニフォーム規程第5条には「表示の特例」に関する記載があるものの、具体的な競技・種目については明文化されていない。
- 競技毎のユニフォームに関する規程内容を踏まえ、所属先等のマスキングを行うことでユニフォームの機能に影響を及ぼし、各競技の規程に違反する恐れのある競技・種目を特例の対象としたい

## ＜対象競技・種目＞

- スキー(全種目): 空気透過率
- スケート(スピード、ショートトラック): 空気抵抗

参考: 国民体育大会ユニフォーム規程  
第5条(表示の特例)

競技別ユニフォームの性能と競技結果が密接である競技・種目については、特例として、選手個人の所属先等が表示された競技別ユニフォームの着用を認める。対象となる競技・種目については、競技特性を考慮の上、国民スポーツ大会委員会にて協議し、決定する。

ただし、上記に該当する競技別ユニフォームを着用する際に手続きが必要な場合は、当該中央競技団体等に対して所定の手続きを行うこと。日本スポーツ協会及び当該競技団体が審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。